

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第14号

### 香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
(職員) 第6条 略 2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、教養部長、 <u>専攻科長及び専攻長</u> を置き、それぞれ教授をもって充てる。 3・4 略	(職員) 第6条 略 2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、教養部長及び <u>専攻科長</u> を置き、それぞれ教授をもって充てる。 3・4 略																						
(職務) 第7条 略 2~8 略 9 専攻長は、上司の命を受けて、専攻に関する事務を掌理し、専攻に属する職員を指揮監督する。 10~13 略	(職務) 第7条 略 2~8 略 9~12 略																						
(学生定員) 第8条 略 2 略 3 研究科の専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。	(学生定員等) 第8条 略 2 略 3 研究科に置く専攻は、保健医療学専攻とする。 4 保健医療学専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。																						
<table border="1"><thead><tr><th>専 攻</th><th>課 程</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>看護学専攻</td><td>修士課程</td><td>5人</td><td>10人</td></tr><tr><td>臨床検査学専攻</td><td>博士課程の前期の課程</td><td>3人</td><td>6人</td></tr><tr><td></td><td>博士課程の後期の課程</td><td>2人</td><td>6人</td></tr></tbody></table>	専 攻	課 程	入学定員	総定員	看護学専攻	修士課程	5人	10人	臨床検査学専攻	博士課程の前期の課程	3人	6人		博士課程の後期の課程	2人	6人	<table border="1"><thead><tr><th>専 攻</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>保健医療学専攻</td><td>8人</td><td>16人</td></tr></tbody></table>	専 攻	入学定員	総定員	保健医療学専攻	8人	16人
専 攻	課 程	入学定員	総定員																				
看護学専攻	修士課程	5人	10人																				
臨床検査学専攻	博士課程の前期の課程	3人	6人																				
	博士課程の後期の課程	2人	6人																				
専 攻	入学定員	総定員																					
保健医療学専攻	8人	16人																					
(授業料) 第11条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1	(授業料) 第11条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1																						

第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立保健医療大学の項に規定する大学院において修業年限が2年（博士課程の後期の課程にあっては、3年）を超える場合の授業料は、1年度当たり、1,071,600円（博士課程の後期の課程にあっては、1,607,400円）を、修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、修業年限に変更があった場合の授業料は、別に定める。

（授業料の納付）

第12条 授業料は、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の2学期に区分して納付するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額（前条ただし書の場合にあっては、別に定める額）とする。

2・3 略

第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立保健医療大学の項に規定する大学院において修業年限が2年を超える場合の授業料は、1年度当たり、1,071,600円を、修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2年を超える修業年限に変更があった場合の授業料は、別に定める。

（授業料の納付）

第12条 授業料は、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の2学期に区分して納付するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2・3 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第4号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる専攻の学生定員については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年度に香川県立保健医療大学の大学院の博士課程の後期の課程に入学する者に係る学期については、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、別に定める。